

# 令和元年第5回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和元年12月6日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第67号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第68号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第69号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第17 議案第72号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第73号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第74号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第75号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 6 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 5 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 6 号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 6 7 号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 6 8 号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 6 9 号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7 0 号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 7 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 17 議案第 7 2 号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 7 3 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 7 4 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 7 5 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和元年12月6日			
出席議員12名		欠席議員名	欠員名
第 1 番	萩 原 和 典	(出席)	
第 2 番	狩 野 孝 夫	(出席)	
第 3 番	鹿 野 一 郎	(出席)	
第 4 番	星 野 栄 二	(出席)	
第 5 番	北 澤 佳 子	(出席)	
第 6 番	星 野 吉 弥	(出席)	
第 7 番	千 明 勉	(出席)	
第 8 番	後 藤 眞 平	(出席)	
第 9 番	萩 原 正 信	(出席)	
第 10 番	高 山 悅 夫	(出席)	
第 11 番	千 明 道 太	(出席)	
第 12 番	飯 塚 美 明	(出席)	

説明のために出席した者の職氏名

---

村長	梅澤志洋
副村長	金子賢司
教育長	吉野隆哉
総務課長	萩原明富
住民課長	武藤秀文
保健福祉課長	原澤博美
農林建設課長	星野重吉
むらづくり観光課長	桑原信一
教育委員会事務局長	星野勝彦
給食センター所長	鈴木幸光
会計管理者	萩原睦久

事務局職員出席者

---

事務局長	山崎康広
係長	小林由里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和元年第5回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 飯塚美明君及び1  
番 萩原和典君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議  
ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの8日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議員派遣の件を報告をします。  
お手元に配付してあります議員派遣書のとおり報告します。

---

### 日程第4 常任委員長視察報告

議長（星野栄二君） 日程第4、常任委員長の視察報告の件を議題とします。  
本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員長 千明勉君。  
(総務文教常任委員長 登壇)

総務文教常任委員長（千明 勉君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察につい  
て、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和元年10月2日から3日までの2日間です。視察の場所は、富山県舟橋村です。視察の目的は、舟橋村の人口増の要因、課題について。富山大学との官学連携について、地方創生について研修し、今後の行政運営に役立てるためです。

視察の概要ですが、舟橋村は富山平野のほぼ中央に位置し、北陸地方で唯一の村であり、面積は3.47平方キロメートルと全国で最も小さな自治体です。村内中央に富山地方鉄道が走り、富山市中心部まで約15分でアクセスできる恵まれた地理的条件から、近年ではベッドタウンとして、人口、世帯数とともに大幅に増加していますが、昭和62年には小学校入学者が6名、平成元年には小学校の児童数が99名と子どもの減少が続いていました。

平成元年に、交通の利便性、役場、小・中学校、保育所などの主要施設がコンパクトにまとまっている利点、近隣に比べ低価格の地価などの強みを生かし宅地の造成を開始し、平成元年から平成23年までに村営での133区画の造成を含め、官民で522区画の宅地が造成されています。その結果、子育て世代が増加し、平成元年には1,453人だった人口が、平成25年には3,039人と倍増し、小学校の児童数も250名を超えるなど、平均年齢が約40歳。年少人口割合も全国トップクラスとなっています。半面、核家族化が進みいびつな年齢構成となり、コミュニティーの断片化、人づき合いの希薄化などの地域格差も生まれています。

富山大学との連携では、急激な人口増に伴う諸問題に対応するため、新旧住民の連帯感づくりを企図した村民憲章の策定を目指し、富山大学のノウハウの提供を受けながら、公募委員による村民憲章策定委員会を発足し、ワークショップを重ねながら、住民指導による村民憲章を作成したほか、協働型まちづくりへの取り組みとして、総合計画への村民の提言、河川公園の運用管理の検討、地域団体活動活性化に向けた検討などを行っています。

地方創生では、これまでにってきた村の人口分析や課題検証、そして産学官勉強会につながる一連の取り組みを地方創生として位置づけられないか検討を行い、地方創生の目標を子育て世代の転入促進、出生数の向上、県内企業の仕事づくりと揚げ、地方創生として、日本で初めてとなる覚書、舟橋村における公共空間の整備、利用による子育てコミュニティづくり事業に係る連携協力に関する覚書を、舟橋村、富山大学、富山県緑化造園土木協会などと締結し、都市公園オレンジパークの運営等の検討を行い、現在では小学生に对象を絞り、子ども公園部長を募集し、広報活動や公園の遊具づくり等の活動を通して、自分たちの手でつくる公園を感じてもらうことで関わる楽しさが実感でき、公園の愛着が村への期待感にもつながり、都市公園コンクールで最高賞の国土交通大臣賞を受賞いたしました。

また、舟橋村が整備を進めてきた子育て支援住宅4棟20戸が本年9月に完成しましたが、河川公園や認定こども園、学校に隣接した子育て環境の優れた立地にあり、家賃に対して、児童1人につき月額5,000円の補助があります。

視察の結果ですが、舟橋村では、人口減少対策として、宅地造成等、村主導で転入者をふやすための事業を積極的に行うなどした結果、子育て世代を中心に人口が増加に転じ、

この二十数年で倍増しています。人口増の効果として、税収の増加、子育て世代、児童・生徒数の増加、インフラ整備の充実、村のイメージアップなどが挙げられますが、子育て支援も充実しており、子育て支援センターの延べ利用者数も平成27年は4,047人でしたが、平成29年には8,385人と倍増しています。

これには子育て、親子の居場所づくりに取り組んでいるボランティア団体、子育てメイトさくらんぼくらぶが大きく貢献しています。キーワードを「つながる安心感」として、子育ての不安、閉塞感をやわらげ、利用者全てが与えられるサービスから、関わる楽しさへと実感しています。これは、公園づくりにも共通しており、利用者みずから垣根の整備、公園の清掃、イベントの企画、クラウドファンディングを利用した遊具づくりなど、自主的につながりを持って行っています。また、村の年間予算は約20億円を下回りますが、その中から4億1,000万円をかけて、子育て支援住宅、リラフォートふなはし、4棟20戸を建設しています。家賃は5万4,000円から6万7,000円ですが、児童1人につき月額5,000円の補助制度があります。

以上が舟橋村で研修してきた内容です。

舟橋村は富山市に隣接し、交通の便もよく、片品村に比べ、有利な立地条件にあります。早くから少子化、人口減少対策に取り組んでおり、様々な施策には、村の重要課題として位置づけている様子が強く感じられました。

片品村も、人口減少、少子化対策の重大さを再認識し、問題解決に向けた事業の充実や新規事業への取り組みが重要であると感じました。今回の行政視察で得たことを少しでも生かし、片品村のむらづくりにつなげていきたいと思います。

以上で総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（星野栄二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、観光産業常任委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長、萩原正信君。

（観光産業常任委員長 登壇）

観光産業常任委員長（萩原正信君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和元年10月15日から16日までの2日間です。視察の場所は、岐阜県揖斐川町です。視察の目的は、揖斐川町の鳥獣害防止対策について、ジビエの活用について、観光振興について研修し、今後の行政運営に役立てるためです。

視察先の概要ですが、揖斐川町は岐阜県の西北部に位置し、平成17年に6町村が合併し誕生した町で、東西方向約20キロ、南北方向約35キロで、総面積は803.44平方キロメートルで、人口は本年4月1日現在、2万1,138人。町の面積の91%を森林が占める中山間地域で、全域が過疎地域、一部地域が特定の山村地域等の地域指定がされています。

町の経営耕地面積は1,750ヘクタールで、水稻、小麦、大豆、茶を中心に生産が行われています。特に茶については農林水産大臣賞を受賞するなど、品質が高く、美濃いび茶はブランドとして知られています。

揖斐川町には、徳山ダムのほか3ダムがあり、水力発電による電力供給と治水の役割を果たすとともに、日本一の総貯水量を誇る徳山ダムのダム湖が主要な観光資源として期待されているところです。

視察の結果ですが、揖斐川町における野生鳥獣による被害は、鹿、イノシシ、猿によるものが多く、平成30年度における農作物被害面積は7.7ヘクタール、被害額が167万8,000円となっています。近年は若干の減少傾向に見られますが、新たな地域での被害発生もあり、大幅な減少には至っていません。

主な対策としては、有害鳥獣捕獲事業として、令和元年度予算額2,140万円により農業者から被害報告を受け、町が猟友会に捕獲委託を行っています。捕獲方法については、わな、銃器を用いて行っており、町の負担で箱罠、火薬を購入しています。また、獣種、捕獲頭数に応じた奨励金を支払っています。

有害鳥獣被害対策協議会を平成21年に設立し、令和元年度予算として3,800万円の補助金を協議会に支出しています。協議会からの補助事業として、個人が田畠を囲う電気柵等の資材に対し最大4万円の補助を行っています。また、集落を対象に、鳥獣害防止のため、国庫事業の鳥獣被害防止総合対策整備事業を活用し、柵の整備を進めてきました。集落の山沿いに張った柵の延長は、累計13万5,638メートルとなり、田畠への侵入防止に大きな成果を上げています。この鳥獣防護柵は、集落が事業主体となり、集落住民の直営により設置しています。このほかにも、高齢化による狩猟者の減少に伴っての担い手の育成のため、狩猟免許取得に係る費用全額5,200円の補助を行っています。

猟銃の新規所持に係る所持許可の申請、教習の手数料から猟銃の購入までの費用を最大30万円まで補助し、減少している銃所持者の育成を行っています。有害鳥獣の侵入防止から捕獲までの対策が進むと、捕獲したイノシシ、鹿の処理の有効利用が課題になってきました。そこで、岐阜県では、捕獲されたイノシシや鹿を地域の資源として捉え、衛生的な食肉として活用していくことを目的に、衛生管理に関する指針として、ぎふジビエ衛生ガイドラインを策定しました。揖斐川町では、県の衛生ガイドラインに沿ったジビエ解体処理施設を平成29年度事業で、費用は983万1,000円、ジビエ加工処理施設を平成30年度事業で、費用は1億4,092万3,000円で整備し、町内の業者と連携して捕獲した獲物の解体、ジビエ肉のハム、ワインナー等への加工を行い、ジビエによる地域振興を町の重要施策として進めています。また、県と連携して広域的な解体、加工処理

施設の運営組織、ぎふジビエ振興協会の育成、解体処理技術者の技術向上等を進めています。

揖斐川町の観光振興については、観光客は減少しつつも、近年は回復傾向にあります。しかしながら、過疎化による伝統芸能の担い手不足や施設の老朽化、資金不足による修繕のおくれなどがあります。優先して力を入れている観光素材については、2020年、NHK大河ドラマ麒麟がくるに合わせた明智光秀ゆかりの地のPR活動を進めています。

インバウンド対策としては、Wi-Fi環境整備事業として宿泊施設等が行うWi-Fi機器購入や設置に係る経費の4分の1以内で、限度額10万円の補助。多言語化整備事業で、宿泊施設等が行う外国語ホームページ開設、外国語案内表示、施設パンフレットの翻訳等に係る経費の4分の1以内で、限度額10万円の補助、トイレ洋式化事業として、宿泊施設、飲食店等が行うトイレ洋式化に係る経費の4分の1以内で、限度額10万円の補助、決済端末導入準備事業として、町内観光関連事業者が行う電子決済端末等の購入や設置に係る経費の4分の1以内で、限度額2万5,000円の補助、地域連携関連施設新築等事業として、町内において、地域振興、インバウンド施策に資する建物等の新築、または改修を行う場合に、新築分として、補助対象経費の2分の1で、限度額100万円の補助、改修分として、補助対象経費の2分の1で、限度額50万円の補助等、これらの支援内容により、外国人観光客の誘客や受け入れ態勢の整備を進めているところであります。

以上が揖斐川町で研修してきた主な内容です。

今回の視察で得たものについて、これからむらづくりに少しでも役立てていければと思います。

以上で観光産業常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（星野栄二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第5 一般質問

議長（星野栄二君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

3番 鹿野一郎君。

（3番 鹿野一郎君登壇）

3番（鹿野一郎君） はい、3番。

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

師走に入り、朝・夕寒くなりました。片品村の冬の観光、スキーシーズンの到来です。近年、温暖化による雪不足のため、スキー場のオープンがおくれるなど心配がありますが、本日の降雪安全祈願祭を機に各スキー場がよいコンディションでオープンできることを願っています。

ことしは、元号が平成から令和にかわり、令和元年も残すところ25日。ことしも異常気象に自然災害や台風の発生がありました。このたびの台風15号、19号に伴う災害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、質問ですが、以前にもあった人口減少と観光について、村長にお伺いしたいと行います。よろしくお願ひします。

なお、トップバッター、そして、初めてのこととてとても緊張しています。どうかよろしくお願ひいたします。

(3番 鹿野一郎君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

3番(鹿野一郎君) 議長。

議長(星野栄二君) 3番。

3番(鹿野一郎君) はい、3番。

少子高齢化による過疎化、限界集落についてお伺いしたいと思います。

初めに、少子化ですが、片品村の14歳未満の状況は、2000年は、人口が5,929人のうち14歳未満は1,014人で17.1%を占めていて、2010年になると、人口4,904人、14歳未満が591人で12%と、10年間で423人減っています。今後10年間での予測では、2030年で、人口3,279人、14歳未満は220人で6.7%とされています。

次に、高齢化ですが、片品村の65歳以上の状況は、2000年では1,405人で23.6%ですが、2010年には1,431人、29.1%を占めていました。10年間で人口が1,025人減少していますが、65歳以上の方は26名増加しています。20年後、2040年の予測では、人口2,599人、65歳以上の方は1,309人で、50.3%を占めるとされています。

以上のとおり、データの上でも少子高齢化の傾向にあると思われます。65歳以上の方が人口の50%を超えると、限界集落の定義とされています。片品村でも、今現在、限界

集落の危機感を持っている集落はあるのではないかでしょうか。また、都市部から過疎地へ移り住む若者の定着を後押しする特定地域づくり事業推進法が11月27日の国会で成立しましたが、これは、特定地域づくり事業協同組合の設立を柱に、組合に登録した若者を農林業などの地域産業に派遣し、季節に偏りなく仕事を確保し、厚生年金への加入を可能とする若者の定住に結びつけるものです。地域おこし協力隊の任期を終えた隊員の受け入れも期待されており、片品村でも有効なものだと踏んでいます。

以上のことから、村はどのように考え、どのような対策を行うか、村長にお伺いします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの鹿野一郎議員の質問につきましてお答えをいたします。

まず、限界集落についてですが、本年11月1日現在、村の高齢化率は37.9%で、行政区単位で見ても、限界集落となる基準に達した地区はございませんでした。しかしながら、議員おっしゃるとおり、危機感を持っている集落もあると思われますので、片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略で基本目標に掲げている3本の柱を中心に、本村の将来像と長期人口ビジョンの実現に向けて取り組みたいと考えております。

また、各地区の活気が損なわれないように、住民同士で支え合うむらづくり、子育て支援の充実や健康づくり、特に65歳以上の方に対する健康づくり支援を推進したいと考えております。

本村において、65歳以上の方はまだまだ中心者として活動していただきたい方々でございます。国も高齢者の低栄養予防や重症化予防対策に力を入れ、高齢者保健事業と介護予防の一体化、医療・介護連携の取り組みが進められておりますので、本村においても、健康効果につながるような新規事業の検討を含め、各事業の充実と推進に努めてまいりたいと思います。

次に、過疎地での若者就業の後押しとなる特定地域づくり事業推進法の関係でございますが、国から詳細等が届いておりませんので、今後精査いたしまして、現在推進しております空き家対策を始めとする定住、移住促進等の支援制度の充実を含め、地域おこし協力隊などの期間限定の移住ではなく、若者の定住に結びつくような片品村ならではの施策を考えたいと思います。

なお、現在取り組んでおります少子高齢化対策の不妊治療費助成事業、母子保健事業及び児童福祉事業など、子育て世帯への支援事業の充実、推進にも力を注いでいきたいと考えております。

広報かたしな12月号でご紹介いたしましたが、10月に群馬県保育問題連絡会が来庁し、聞き取り調査がございました。県内35市町村の中でも特にすばらしい支援をしているとの評価をいただきました。その内容につきましては、保育料と副食費の無料化、保育士の人員配置、放課後児童クラブの利用料無料などで、特に評価をいただいたところは、

小学生の放課後の過ごしが、児童館、放課後児童クラブ、子ども学校と、子ども自身が選べる環境が整備されていることでございます。

このように評価される取り組みにつきましては、村内外への情報発信を強化し、子育てるなら片品村と言つていただけるように努め、若者の定住促進に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（鹿野一郎君） 3番。

ありがとうございます。ぜひ、村外への情報等PRをお願いいたします。

2、空き家対策計画の策定、耕作放棄地の対策計画を策定する考えはあるかお伺いします。

近年、片品村でも空き家が目立つと思います。観光地片品村の景観にとって、とてもイメージダウンではないでしょうか。群馬県内では、令和元年11月現在、22市町村が空き家対策計画を策定する動きが加速しているとの新聞記事を目にしました。片品村でも、空き家バンクでの対策はとられていますが、これとは別の対策計画が必要ではないのでしょうか。

そこで、提案があります。空き家対策特別措置法では、2条2項で特定空き家等を、1、倒壊など著しく保安上な危険、2、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3、著しく景観を損なっている状態と定義し、撤去の費用を所有者が負担する強制力の強いものです。また、2条1項では「空き家等」を定義し、1、居住、その他の使用がない、2、有効活用には地方交付税の措置がある、などの2種類に定められています。

私は、片品村は、2番、2条1項の空き家等による計画策定が有効だと考えます。

次に、耕作放棄地についてですが、ここでも原因は高齢化が大きく影響しており、また、イノシシ、鹿等の鳥獣被害のために耕作放棄地が目立っていると思います。近年は、耕作放棄地の対策として、太陽光発電が脚光を浴びていますが、片品村は山間地であり、場所によっては日照不足、積雪などにより設置が難しい場所が多いと思います。

以上の件について、対策または策定計画等は作成する考えはあるか村長にお伺いします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

初めに、県内の空き家状況については、平成30年10月の住宅土地統計調査結果によりますと、空き家数約15万7,000戸、空き家率16.6%で、全国で12番目に高い状況にあります。今後も少子高齢化などの影響で、空き家数が増加する傾向にあると推測されています。また、空き家が増加することで、防災性、防犯性の低下、ごみの不法投

棄、衛生や景観などへの悪影響が予測されます。

このようなことから、国では、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、市町村が空き家対策を進める枠組みを整えました。そこで、市町村では、その法律に基づき空き家対策計画を定めることにより、対策がしやすい環境が整うことになります。

平成31年3月現在、県内の策定状況では、22市町村が策定しており、利根沼田地区では、沼田市が平成30年度に策定しています。片品村では、山村計画や総合計画の中で、住宅施策として空き家について掲げているため、現在策定していない状況であります。しかしながら、管理されていない空き家などが増加することにより、周辺への生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されますので、今後は、群馬県等と連携して、空き家対策計画策定に向けて検討していきたいと考えております。

次に、耕作放棄地対策についてですが、全国的にも農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。また、昭和30年代から50年代に造成された農業水利施設など多くが耐用年数を迎えることにより、保全対策が必要な場所も多くあります。

このようなことから、村では、担い手の経営規模拡大の支援や農地の利用集積、集約の推進、基盤整備事業の推進、電柵の設置補助金、農業水利施設の長寿命化対策及び新たな施設整備、多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払い交付金などの活用で、耕作放棄地の発生を抑制する取り組みを行っております。

しかしながら、耕作放棄地は年々増加の傾向にあり、その中には太陽光発電施設が建設されるケースもあります。そのため、今後の対策といたしまして、来年度に向けて、人・農地プランの策定に向けた行政区単位での話し合いを予定しております。地域の方々を初め、議員の皆様方のご指導とご協力をいただきながら、人・農地プランを策定していくたいと思います。

以上です。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（鹿野一郎君） 3番。

ぜひ片品村にあった策定をお願いいたします。

3、空き家の有効活用、老朽化した村営住宅の今後の対策についてお伺いします。

初めに、空き家の有効活用ですが、空き家バンク以外の具体的な対策や移住者向けの補助制度など、例えば、空き家に対してのリフォーム補助金など、移住・定住支援制度を充実し、空き家バンクより一步踏み込んだ対策が必要ではないかと考えます。

次に、老朽化した村営住宅の今後の対応について。

10月に総務文教常任委員会の行政視察で行った富山県舟橋村は、日本一面積が小さい村で、人口が3,087人ですが、子育て世代の転入が多く、人口がふえており、10月

1日から新築した村営住宅の入居が始まりましたが、村営住宅へは転入率が高いとのことでした。

片品村では、村営住宅の建てかえ、移転などの計画はあるのか。私は、村営住宅の建てかえ、移転ではなく、空き家を有効活用して取り組んだほうがよいのではないかと考えます。

以上の件について、考えと対策があるか村長に伺いたいと思います。

議長（星野栄二君）　村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

空き家の有効活用についてですが、片品村では、空き家バンクナビとして、空き家のみの紹介を村のホームページを利用して行ってきました。さらに、平成27、28年度には、村内の空き家等住宅状況を調査した結果をもとに、家主さんに対し、広報や回覧、場合によっては直接呼びかけながら、平成29年度より開始しております空き家＆仕事バンクに掲載をさせていただき、移住者及び定住者の受け入れについて力を入れているところでございます。

空き家数は年々増加をしていますが、家財道具が片づけていない家、水回りやトイレなどが破損している古い物件が多く存在しています。空き家は、名義人の財産となるために難しい状況が多々ありますが、家主からの相談に合わせてさまざまな提案をさせていただきながら、今後も利活用に向けて対応していきたいと思います。

次に、老朽化した村営住宅の今後の対応ですが、議員もご存じのとおり、A、B棟が昭和55年、C、D棟が昭和56年、E棟が昭和62年に建設されましたので、A、B、C、D棟は40年近く経過しています。その間、水回りなどについては、一部改修を行いましたが、全体的な老朽化が目立つようになっています。また、建築基準法の改正で、昭和56年5月以前の公営住宅の耐震診断を行うように群馬県からの指導もあり、平成24年度に耐震診断を実施した結果、A、B、C、D棟については、耐震補強が必要な状況であり、耐震補強、あるいは新築移転も含め検討が必要になったわけあります。

しかしながら、その当時、小学校、児童館、中学校などの建設計画があり、直ちに新築耐震補強などの対策をすることが難しい状況でもありました。現在の入居可能戸数については20戸あり、そのうち入居しているのは12戸であります。そのため今後については、入居世帯の皆様の移行調査を行い、結果によって村営住宅の移転や整備、空き家の有効活用等も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（星野栄二君）　3番。

3番（鹿野一郎君）　大変ありがとうございます。

次に、組長等、地区の諸役員のなり手不足の問題について伺いたいと思います。

この問題も高齢化によるものと考えますが、地区によっては、組長を2回、3回引き受けざるを得ない地区があると聞いています。役員の負担の軽減、削減等の対策をどう考えているか、村長にお伺いします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの議員の質問についてお答えをいたします。

昨年度に組長のあり方検討委員会を開催し、組長のなり手不足等について、関係者で検討をいたしました。対象者は、私と議会の常任委員長2名、全ての区長で、合計11名でした。各区長さんからさまざまご意見を出していただきましたが、要約すると、組長を複数回やっているや、役員ができる人が限られてきているというものでした。したる原因是、人口が減少したため、高齢で役員ができない、また、区や組に対する価値観や助け合いの気持ちが希薄になってしまっているのではという意見等がありました。

対策の一つとして、複数の組から代表する組長を出し、組長の人数を減らすというものです。しかしながら、組長の役職は減ったとしても、その役割は誰かが担っていかなければならぬ。各地域でのお祭りを継続していくためには、組長は必要不可欠ではないかということでした。

それぞれの区や組は、長い歴史の中で、先人がご苦労され築かれた結果が現在に至っております。それを安易に変えることはできないという参加者の思いを強く感じたところでございます。結論には至りませんでしたが、それぞれの地域でこの問題を議論していただき、糸口が見えた段階で再検討するということで閉会になっています。

組長だけでなく、地区役員のなり手不足について、村として拙速に解決策を提示することはできませんが、大きな村の問題と認識していることをご理解いただき、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（鹿野一郎君） 3番。

先ほど村長が言われたとおり、自分も昨年、区長という立場でその会議に参加して、やっぱり難しくて結論は出なかつたわけですけれども、いずれまた、すぐではなくて、長い期間でもいいですから、その対策を少しずつお願いいたします。

最後の質問になりますが、尾瀬の入山者減少について、考え方と対策を伺います。

尾瀬の入山者は、1995年、平成8年に過去最多の64万7,523人を記録し、鳩待峠からの入山者は34万8,686人、53.8%で、この数字はバブル崩壊後の数字

です。尾瀬の関係者の中には、尾瀬神話とも言われました。その後、2002年には約38万人と40万人を割り、2011年、東日本の大震災の年には28万1,300人。30万人を切ってしまいました。2018年、平成30年、昨年、入山者は26万9,700人。鳩待峠からの入山者は15万8,200人で、58.7%の割合でした。

本年度は、ミズバショウの開花が例年より10日から2週間ほどおくれ、秋の紅葉シーズンには台風19号の影響で全ての山小屋でのキャンセルが相次いで、今シーズンは終了しました。私の推測では、今年度は、入山者が22万人から23万人くらいではないかと思います。

入山者は、天候によって大きく左右され、また、観光の多様化などさまざまな問題があると思います。入山者増に向けて、私から提案があります。

第1、春の至仏山の春スキーなどの入山期間の延長です。これは、残雪の量によりますが、ゴールデンウイークごろまで延ばせば有効ではないかと考えます。

第2、山小屋と連携し、村内の温泉施設の割引券等のサービス券配布です。特に尾瀬は、宿泊者がリピーターが多く、尾瀬、片品村の観光のイメージアップになるのではと考えています。これらについてどのような考えがあるかお伺いいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議員のご質問にもありましたが、尾瀬の入山者数は、平成30年度までに、3年連続で30万人を割り込みました。日本人観光客の減少は尾瀬だけではなく、国立公園を初め、全国の観光地などで、議員ご指摘の天候や観光の多様化により、さらには少子高齢化からも減少していると思います。

尾瀬への入山者増加の提案についてありますが、まず、至仏山の春スキーなどの入山期間延長について、現在は毎年4月中旬に、環境省、群馬県、尾瀬保護財団、山岳ガイド協会、東京パワーテクノロジー、遭難対策救助隊、村等からなる至仏山保全対策会議による残雪調査を行い、植生保護と安全性を考慮し、利用可能ルートと期間を決定、周知しているところですが、近年は、5月6日までは入山可能とし、5月7日から6月30日までが入山禁止とされております。

残雪が少なくなり、植生に影響を及ぼす可能性と、薄くなった残雪の踏み抜き等、安全性からも残雪期の入山期間の影響、延長については、慎重に対応していくかなければならないと考えております。

次に、山小屋と連携し、村内の温泉施設の割引券などのサービス券の配布ですが、現在、村内の旅館、民宿等の宿泊者への割引券の配布と、冬季には、村内スキー場の使用済みリフト券での割引を道の駅のソフトクリーム、花の駅ほっこりの湯の入浴料では行っております。このような取り組みは、山小屋の宿泊者まで可能であると思いますので、運営する片品村振興公社、関係者と協議したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力

をお願い申し上げ、鹿野議員への答弁とさせていただきます。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（鹿野一郎君） 3番。

ぜひお願ひいたします。

数々の質問に対し、大変わかりやすい答弁、ありがとうございました。

いよいよ来年は、東京2020東京オリンピック・パラリンピックの開催です。開催の誘致に流行した「おもてなし」。片品観光でも、おもてなしの心を生かし、そして、高齢化社会では、お互い様の思いやりの心を寄せ合い、村民一丸となって片品村のスローガンである「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしな」を世界を視野に実現を目指し、本日の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 次に、2番 狩野孝夫君。

2番（狩野孝夫君） 2番。

議長（星野栄二君） 2番。

（2番 狩野孝夫君登壇）

2番（狩野孝夫君） おはようございます。2番 狩野孝夫でございます。

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私たちの子どものころは、世の中のこわい代名詞として、地震、雷、火事、おやじなどと耳にしておりましたが、最近では、こわいおやじはすっかり姿を消してしまい、地震、雷、火事、台風と、非常に変わってきてていると思います。本年も、台風19号が本県の西毛地区や吾妻地区において、大きな災害を発生しました。被災された方々や被災地の方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

全国各地で災害が頻発し、激甚化している中、災害によって最悪の事態が発生しないように、備えあれば憂いなし、日ごろの備えが必要でございます。昨年12月に、政府は国土強靭化をさらに進めるため、こうした災害に対し、従来の取り組みに加え、災害時に、人命、経済、暮らしを守り、支える重要なインフラ整備を維持できるよう、3ヵ年で集中的にソフト、ハード対策に取り組むこととした整備に対して、従来型と改良型を組み合わせた整備が必要であると閣議決定を行ったことは、ご承知のとおりであります。

先日、新聞に掲載された論説の中で、後世の命を守る対策を進めようと題しての抜粋ですけれども、今回の台風19号での被害を踏まえて安倍総理も、命にかかる事態を想定外と片づけるわけにいかない、国家100年の体系として、災害に屈しない強さとしなや

かさを備えた国土づくりを進め、一連の災害を教訓に、後世を含めて、国民の命を守るために真に有効な対策を早急に実行する必要がある。赤羽国交大臣は、もとに戻すだけでは、本当の意味での防災にならない、これまでの安全基準では対応できない箇所もたくさんあるとし、根本的な防災・減災対策の見直しが必要と話しております。

国土の強靭化を含めた防災・減災対策は、待ったなしの状態にあり、それを担う地域の守り手である建設業の存在意義が改めて注目されている。今回の災害でも、発生直後から地域の建設業者を中心に、昼夜を問わず緊急対応に当たり、被災状況調査や排水作業、堆積物撤去、堤防復旧、道路啓開作業はもとより、ブルーシートや土のう袋の調達、提供に資力した。改正品確法では、新たに災害対応の担い手の育成、確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のために体制整備を基本理念に位置づけた。人手不足が懸念される地域の建設業の足腰を強くしなければ、理念は絵に描いた餅に終わる。この国土の強靭化は、地域の守り手の強靭化なくして成り立たないことを公共事業の発注者は再確認すべきだと記されています。

本村においても、いつ災害が発生するかは予測不能です。以上のことを念頭に置き、私は、危機的観点から、建設業のあり方や展望について、村長に考えをお聞きしたいと思います。

(2番 狩野孝夫君 質問席に着席)

議長（星野栄二君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

2番（狩野孝夫君） 議長。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

建設産業の展望についてお聞きします。

建設業の地域における役割についてですが、我が国は世界有数の地震国、火山国であり、加えて地形は急峻かつ河川は急勾配で降水量も多く、梅雨時期や台風どきに雨が集中するため、大規模な災害を受けることがあります。地震や火山被害、豪雨や大雪時の緊急応急対応は、地域住民からは即戦力の建設業者が期待されておるところでございます。

しかし、人口減少や高齢化が進む中で、安定した雇用を確保することに苦慮しているのが実態でございます。これを担うための人員や敷材の確保は、建設業としての本業が健全でなければ維持ができません。村の基幹産業は農業と観光であることは、皆さんご承知のとおりですが、それを支えるインフラ整備が整っていなければ、農産物の物流や観光で来ていただいたお客様のおもてなしも満足度が下がってしまうのではないかでしょうか。

地域を支える建設業の果たす役割について、近年の公共事業料は大幅に減少傾向であり、

ピーク時の時点から工事量が半減しているのが現状でございます。建設業の災害緊急対応や冬季除雪などの地域における役割と、災害緊急対応協定の締結などに対しての村長はどうのように考えているかお尋ねいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの狩野孝夫議員のご質問につきましてお答えをいたします。

現在、特定の建設業者やその協会等と災害時緊急対応の協定は締結をしておりません。昨今、大型の台風や地震等の自然災害により、日本各地で激甚災害が発生し、多くの皆様が被災をされております。災害の発生を鑑みると、災害時における協定の締結は大変友好的なものであると考えております。将来的には、村の高齢化や過疎化により、地域での避難支援を行う人材不足等も懸念され、地域における災害対策を行うのも難しい状況になることも予想されます。

建設業の皆様は、消防や警察組織が保有しない重機等の資機材、自然災害や構造物等に関する専門的知識を持ち、さらに災害時の活動を災害復旧活動だけでなく、災害予防や災害応急対策にまで広げることによって、効果的な災害対策や災害の発生を低減することが可能になると思われます。県内や管内の締結状況を調査、研究をさせていただき、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

ありがとうございます。

冬季除雪等、村の基幹産業の一つ、スキー産業の一翼も果たしており、スキー客や村民が安心・安全に通行できるよう、夜を徹して除雪作業等を行っており、また、災害発生時にはいち早く現場へ駆けつけ、復旧活動を行い、村民の身体、生命、財産を守り、二次災害を発生させないよう作業を行うなど、危険を伴う役目を果たしていることを知ってほしいところでございます。

次の質間に移ります。

限界工事量の考え方についてお聞きします。

災害時の緊急対応を果たす役割を担うためや、若者にとって魅力ある産業へ、また村民から頼られる産業にするため、人員や資機材を維持し、会社を存続させるために必要な公共工事量の確保について、村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

初めに、限界工事量についてですが、地域の建設会社が、人員や機械などを維持するために必要な最低限の工事量を示していると思います。これについては、ここ数年、全国で頻繁に発生している自然災害などの対応を、地元民間業者などと自治体が連携して災害復旧をしていくことが極めて重要なことだと思っております。

片品村でも、大規模な自然災害等が発生した場合には、地元民間事業者の方々にご指導とご協力をいただき、早期に復旧、復興をしていかなければなりません。そのためには、地元民間事業者の皆様が、災害時に地域を守る活動などに支障がないように検討していくことが必要だと考えております。そして、村民の生命、財産を守り、安心して暮らせるむらづくりを目指すことが大切なことだと思っております。

以上です。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

ありがとうございます。

現況の工事量では、作業員の高齢化、後継者不足もあり、除雪や災害復旧対応などに必要な人員確保、資機材を維持するために必要な限界工事量を現状では下回っていると思います。国や県からの財源確保を行い、優先順位をつけた中で、さらなる環境改善を強く求めるものでございます。

最後の質問になりますけれども、冒頭で申し上げました国土強靭化の片品村における地域策定作業の予定と今後の公共事業の展望についてお尋ねをいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

国土強靭化地域策定作業等、公共事業の展望についてですが、国土強靭化基本法第13条に基づき、国土強靭化地域計画を各自治体が作成することになっております。この地域計画は、平成30年度末時点での全都道府県で策定が完了をしております。今後は、県と連携をして、市町村における地域計画の策定を検討しなければなりません。

しかし、県内では、ことしの8月現在、策定が完了している市町村はありません。そうした中、県内では、台風19号及び前線による記録的な大雨により甚大な被害が発生しました。被害状況については、人的被害で死者4名、負傷者7名、土砂崩落により147名の孤立、道路の陥落による94名が孤立、住宅被害では、全壊21棟、半壊302棟、一部破損402棟、床上浸水28棟、床下浸水174棟などとなっております。その災害により被害を受けた皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

このような自然災害は、いつ、どこで発生してもおかしくない気候変動になっています。片品村でも、危機的な緊急事態に備える防災対策の重要性を改めて認識させられました。今後、自然災害が発生した場合、被害をできるだけ少なくするために、住民一人一人がみずから防災に取り組み、身近にいる人同士が助け合い、国、県、村が連携をして、必要な対策を講じるための地域計画の策定を検討していきたいと考えております。

また、公共事業の計画的執行については、基本的に各地区の要望をいただき、基本的に、村の総合計画や山村振興計画、過疎地域自立促進計画などに基づき、危険度や必要性などを精査して、経費の節減に努めながら計画的に事業の執行を行ってまいります。しかしながら、ここ数年、大きな事業が続いたため、起債に対する高額な償還が続くことから、財政状況を検討しながら、必要な公共事業を実施していくことが必要でございます。

今後も、各計画に基づき、国、県の補助事業などを最大限活用して、地域の要望に応え、村民の皆様が安心して暮らせるむらづくりのために、公共事業が計画的に実施できるよう努力してまいりたいと存じます。

議員の皆様方のご理解とご協力を申し上げ、狩野議員に対する答弁とさせていただきます。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

さまざまな質問に対するご答弁ありがとうございます。

村長の答弁を聞きまして、今後の展望に期待するとともに、村民が安心・安全で暮らせるむらづくりをこれまで以上に前進させるためには、財政問題を切り離すことはできません。今後も、当局の総力を挙げて、健全な財政運営をお願いするとともに、必要な社会基盤の整備、推進、防災・減災対策をお願いいたします。

また、近年の少子高齢化対策や国際化問題、インターネット等による高度情報化、価値観の多様化が進み、村の財政運営もこれまでにない多方面での課題を抱えると思いますが、インフラ整備は必要でありますし、待ったなしの状況です。我々村民は、生まれ育った片品がどうなるのかではなく、片品村をどうするのかを議題に、当局と議会が切磋琢磨し、手を携えて問題解決し、未来を担う子や孫たちに誇れる魅力のある安心で安全な尾瀬の郷・片品村にしていきたいと私は思います。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 次に、6番 星野吉弥君。

（6番 星野吉弥君登壇）

6番（星野吉弥君） 大変お世話になります。

村長、お疲れですが、私のほうでは、通告に基づきまして、大きく3項目より質問をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長（星野栄二君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

それでは、村長にお伺いをいたします。

まず、1点が、尾瀬高校生バス通学者への配車取り組みについて伺います。

現在、尾瀬高校の31年4月現在のホームステイ利用者は29名であり、ホスト先は、利根町3戸、片品村6戸です。通学方法は、徒歩4名、バス利用25名となっています。また、3区内の尾瀬高校生は13名で、バス利用通学者は10名、うち4名がホームステイをしている生徒です。朝の通学時に代替輸送バスに乗り切れず、4名は小・中学生用の通学バスの補助金規制のないバスに乗車し、帰宅時の代替バスは尾瀬高校16時30分発のみです。部活動を行っている生徒は、十分な部活動を行えず困窮している現状です。

そこで、帰宅時に片品中発、最終便の通学バスに乗車できないかお伺いをしたいと思います。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

議員ご指摘の尾瀬ハートフルホーム・システムによりホームステイをしている生徒4名については、10月下旬に花咲地区へ移動してきました。それ以前は、越本地区でホームステイをし、関越交通バスを利用して通学をしていたと思います。

現在、スクールバスにつきましては11台運行しておりますが、このうち6台は国の補助金を受け購入をしておりますので、このバスに高校生を乗車させることは、目的外使用となり認められません。その4名により、花咲線代替輸送バスが定員超過となったことから、緊急避難的に補助金対象外の小・中学生用スクールバス14人乗りを今年度は利用していただることとして、教育委員会、むらづくり観光課、尾瀬高校と連絡、調整の上、対応しております。

また、帰宅時の尾瀬高校16時30分発は、花咲線代替輸送バスの役場から栗生住民セ

ンターへ向かう最終予約便となっており、これ以降の運行は予定されていない状況です。下校時につきましてのバス運行時間は、季節や日によって変わること、さらには学校行事を踏まえて、1日1日の運行計画を作成することや、バスをピストン輸送する関係で、往復時間の考慮や、4台の間引き運転をする場合があることなどを考慮すると、現状では、尾瀬校生の乗車は難しいと思われますが、花咲線代替輸送バスの時間変更等、さまざまな可能性について考えていくことが必要であると思います。

以上です。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） ありがとうございました。

多方面にわたり規制等のある中、村当局、そして担当課職員の皆さんはいろいろ大変でしょうが、いろいろこれからも努力した中で、対応を的確にお願いをし、関連する次の質問に移ります。

(2) として、群馬県と尾瀬高校が連携し、尾瀬ハートフルホーム・システム、ホームステイ制度により、群馬県が部屋を指導費込みで借り上げ、生徒負担を月額1,000円で貸し出しており、地域の少子化や、今後の尾瀬高校の存続・地域活性化のため、本制度で生徒確保をさらに推し進めていきたいと学校側から聞いております。

今後、さらにバスでの通学者が増加した場合に対策を講じるためにも、片品村と尾瀬高校との連絡調整を今まで以上に緊密にして行い、バスでの通学者がふえた場合、早急な対策を講じるなど、学校教育の充実を図っていきたいと私は考えますが、村長のお考えをお願いいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

尾瀬ハートフルシステムによる花咲地区のバス通学者増加対策ですが、現在運行している花咲線代替輸送バスは、運転手を含めて10名です。尾瀬校生等の増加により、定員超過となった場合、車両の大型化や時間の延長等は経費の増加が考えられ、検討が必要になりますが、尾瀬高校は、片品村及び利根町の地元の高校として、昭和37年、沼田高校武尊分校として創立以来、平成30年度末までに5,427名の卒業生を送り出しております。

地元高校の存続はもちろん、地域の活性化、有望な若者の確保、地元への定着を図るためにも、通学確保は重要であると認識しております。今後は、学校、沼田市と今まで以上に連携を密にして、この問題を初め環境改善に努めていきたいと考えています。また、必要に応じ、群馬県及び群馬県教育委員会に要望等を行い、高校教育の充実に関係者とともに努力していきたいと考えております。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

力強く、さらに前向きなお答えをいただき、大変ありがとうございます。

本村は当然のこと、沼田市、利根町にとっても、尾瀬高校は地域の家庭事情等、さまざまな状況を推測しても、地元の高校として必要不可欠と考えています。私たち議員も使っていただき、地域に必要な支援要望をリードしていただきたいと思います。

次に、2番の大きな質間に移ります。

令和2年度一般会計予算の取り組みについて伺います。

(1) として、村の行政は、村民生活の充実と好調を図る目的で多岐にわたる予算編成は、大変重要であると考えています。また、令和2年度の地区からの要望事項は、合計190項目と聞いていますが、限られた予算の中で、令和元年度の地区要望数、国、県、課ごとの要望数、そのうち年度内の実施予定数等を含め、進行状況説明をお願いいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの議員の質問につきましてお答えをいたします。

令和元年度における地区要望は、年度途中での追加要望も含めて208件ありました。内訳としましては、国に対するものが4件、群馬県に対するものが16件、村に対する要望は、多い部署から順に、農林建設課が156件、総務課が23件、むらづくり観光課と教育委員会がそれぞれ4件となっております。

要望への対応状況ですが、完了した事業が29件、部分的に実施を進めている事業は22件、今年度内に実施をしている事業が18件で、合わせると69件、実施率は約33%となっております。また、要望内容や対象地域等の確認などのため検討している事業は116件あり、約56%となっております。そのほか実施が不可能な事業や、国、県など他の機関への伝達済み事業などが23件となっております。

令和2年度事業への要望につきましては、先日、各区長さんへのヒアリング調査を実施させていただき、対応が可能であるものについては新年度予算案へ組み込み、また、さらに調査や調整などを要する事項につきましては、今後検討を重ねていきたいと考えております。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

ありがとうございました。

それでは、もう一つ、関連する内容質問となります。ことし発生した台風15号、さらに19号と、地球温暖化による環境変化での台風の大型化により、痛ましい被害が全国的に発生しています。幸いにも当村では大きな被害は発生しておりませんが、今後、防災マップ上での人家に近い危険区域、さらには村民生活活動に直結します各地区の幹線道路の安全対策、予防整備を県、土木事務所と連携し、私たち議員も協力いたしますので、地区要望の緊急性の高い案件の予算化と整備を計画的に推し進め、村民の理解を得ていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

台風などの自然災害については、そのときどきの台風の規模や気象条件などがさまざまであり、そのため、近年では日本各地で想定を超える災害が発生しております。片品村でも、各地区の避難所や災害時における自主避難の目安、土砂災害危険箇所のマップなどを掲載した防災マップを作成し、広く村民に対して情報提供を行っておりますが、いつその想定を超える災害が発生してもおかしくないほど、最近の異常気象がもたらす脅威は大きなものとなっております。

現在、群馬県は、2018年度作成のはばたけ群馬・県土整備プランを10年計画で進めていますが、基本目標2として、もっと暮らしに安全・安心を、災害に強い県土づくりを目標に事業進捗中でありますが、国道や県道の改修、改良については、地区からの細かい要望も含めて、国や県に対してさらに要望を行ってまいります。

また、村道など村が管理する道路についてもできる限りの整備を進めておりますが、限られた予算と人員の中で事業を進めていかなければならぬため、地区要望についても精査を行い、危険性や緊急性の高い事業から計画的に取り組んでいる現状でありますし、地区要望を提出される際に行っているヒアリングや年度途中での地区要望事項の進捗状況説明会で各区長さん方へ説明し、ご理解をいただいたものと考えておりますし、今後も村民の安全・安心対策、さらには予防整備を群馬県、関係機関一体となって進めてまいりますので、議員各位のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 大変ありがとうございました。

県、国等が進める整備計画・防災対策と強調連携し、さらなる安全・安心な片品づくりにリードをよろしくお願いします。

それでは、最後の質問となります。次年度の職員人事について入ります。

職員人事につきましては、村長の専権事項であり、口出しすることはできませんが、常日ごろ、村長は職員とのコミュニケーション重視を図り、決裁文書等、みずから担当職員

に配付し会話をしている姿を見かけます。大変すばらしい行動だと思います。

私も過去に農協に勤務経験の中、上司である課長、部長、最高責任者の組合長等に一言褒められれば、やる気満々になったものでした。村長は大変多忙な公務ですが、村の長として、村民にも職員にも公平に接し、今まで以上、各職員の頭脳とやる気を奮い立たせ、副村長、課長等と連携し、職員間の風通しをさらによくし、村民のために働く職員を生かす人事を3月には進めていきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの議員の質問につきましてお答えをいたします。

村長決裁をした文書を各担当へ配付する目的は、業務上の内容や進捗状況などを確認し、時にはアドバイス等を行うことです。また、コミュニケーションを重ねることにより、さまざまな分野の自分自身への考え方を伝え、職員の考え方を聞くため、大変貴重な時間となっております。

議員おっしゃるとおり、職員人事は村長の専権事項でございます。社会が多種多様化している中、役場職員の資質や能力の向上が求められております。スキルの高い専門職も必要ですが、片品村のような小規模な自治体では、オールラウンドに行政知識を持ち、業務をこなせる職員が村民にとって必要であると感じております。そのためには、数年で異動し、多くの業務と多くの村民の皆様や関係者とかかわることにより、職員としてレベルの向上を図り、村民のためになる職員を育てていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を願い申し上げ、星野議員への答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

大変ありがとうございました。

片品村にとって取り巻く環境は多岐にわたり、村長、村当局にとって大変なことと思いますが、私たち議員も一緒に協力し合い、村の発展、そして片品村民が心豊かに穏やかに生活向上を図れますよう、村政運営のさらなるリードをお願いし、私の質問を終わります。

議長（星野栄二君） 以上で一般質問を終わります。

---

日程第6 議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君）　日程第6、議案第61号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第61号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、村議会議員の期末手当の増額をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和元年12月に支給する期末手当の支給率を100分の222.5から100分の227.5に改めるものでございます。

第2条は、令和2年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の227.5から100分の225.0に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君）　これで討論を終わります。

これから、議案第61号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正により、非常勤特別職の範囲が制限されることとなるため、必要な条例改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、別表から交通指導員、行政区長、行政区長代理、組長、農事組合長、保健推進員、社会教育指導員を削除し、あわせて、嘱託医の呼称を産業医に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第8、議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤のものの期末手当の増額をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、令和元年12月に支給する期末手当の支給率を100分の222.5から100分の227.5に改めるものでございます。

第2条は、令和2年4月1日施行による期末手当について、支給率を100分の227.5から100分の225.0に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものです。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものというものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第9、議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、職員の給料表と住居手当及び勤勉手当等の改定等を行うため、片品村職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、萩原明富君。

総務課長（萩原明富君） 総務課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 議案第66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第67号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例について  
日程第13 議案第68号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第69号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第10、議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部  
を改正する条例についてから、日程第14、議案第69号 片品村火入れに関する条例の  
一部を改正する条例についてまでの以上5議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第  
66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例について、議案第67号 片品村農業  
集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6  
8号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第69号 片品  
村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、以上5議案の条例の一部改正につ  
いて、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、改元に伴い、別記様式の改正または別表の修正などをお願いするもので  
ございます。

主な改正の内容は、様式または別表中の「平成」の文字を削除するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから、議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第65号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例について、討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第66号 片品村旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第67号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第67号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 片品村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第68号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 片品村放牧場使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第69号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 片品村火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例について

議長（星野栄二君） 日程第15、議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の廃止は、昭和51年から55年に補助事業で整備した農林業開発機械の貸し付けに関し、必要な事項を定めた条例の廃止をお願いするものでございます。

当時、補助事業で整備した機械はなく、現在では貸し付けをしていないため廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 片品村農林業開発機械使用条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（星野栄二君） 日程第16、議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

令和2年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が、常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること及び同組合の組織団体である藤岡市が、消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始するために同組合の規約変更を行う必要があり、地方自治法の定めにより、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第72号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第73号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第19 議案第74号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第20 議案第75号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）  
について

議長（星野栄二君） 日程第17、議案第72号 令和元年度片品村一般会計補正予算  
(第3号)についてから、日程第20、議案第75号 令和元年度片品村下水道事業等特  
別会計補正予算（第2号）についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第72号から議案第75号までの令和元年度片品村一般会計及び特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第72号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億309万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税計上額の増額、基金繰入金の減額であります。

歳出の主ものにつきましては、総務費、衛生費、農林水産業費及び教育費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第73号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額は変えずに、歳入歳出それぞれ8億144万2,000円とし、区分ごとの金額の変更をお願いするものでございます。

歳入の主ものにつきましては、県支出金の減額及び繰入金の増額であります。

歳出の主ものにつきましては、総務費、保健事業費、諸支出金及び高額医療費の増額並びに療養諸費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第74号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,714万8,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第75号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億946万4,000円でお願いするものでございます。

歳入につきましては、使用料の増額であります。

歳出の主ものにつきましては、建設費の減額、施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

い申し上げます。

議長（星野栄二君） 議案第72号から議案第75号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

議長（星野栄二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後12時02分 散会